番号	１.
項目	障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための教育環境整備を、行政機関の責務として進めてください。社会的障壁の除去はもとより、障害のある子どもの発達を保障する教育内容の充実を図ってください。

（回答）

本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、教育委員会としましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	２.
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにしてください。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応してください。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するようにしてください。

（回答）

教育委員会におきましては、「大阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。

引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、適切に対応を行うよう努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	３．
項目	障害のある子どもの就学先や学びの場の判断（特別支援学級への在籍等）の基準は、特別支援学級等での授業時数や、手帳・医療的診断の内容及び有無で一律・機械的に定めないでください。子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを考慮し、一人ひとりの子どもの実情に即した柔軟な対応を行ってください。特にLD・ADHDの子どもにおいても、子どもの実態に応じて特別支援学級への入級も可能であることを周知してください。現在、特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもや保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更を強く迫るようなことのないようにしてください。

（回答）

本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。

障がいのある児童生徒の特別支援学級への在籍につきましては、これまでどおり手帳の有無は必要条件としておりません。しかし、特別支援学級での特別の教育課程による学びや、通級による指導での自立活動等を進めていくためには、児童生徒個々の状況を把握する必要があると考えております。学校は、医療機関への受信結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人ひとりに応じた個別最適な学びを提供していきます。また、特別の教育課程につきましても、個々の障がい状況に応じて必要な教育課程は異なり、それぞれの児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">４．</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">就学先や学びの場の選択についてや、障害のあるこどもへの指導・支援について、保護者が問い合わせできるよう教育委員会に相談窓口を設けてください。就学にあたっての保護者向けの説明会を定期的に設け周知してください。障害のある子どもの保護者が、就学を見越して早期からの就学相談を受けられるよう、相談支援の体制を充実してください。現在、大阪市教委が行っている相談支援体制を明らかにしてください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。また、具体的にどのような学びの場が適正かは、通学区域の学校が相談窓口となり、学校生活の相談や障がい状況に応じて必要な指導・支援などの情報提供を行ってまいります。
なお、保護者向け就学・進学に関する講座や、障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を今年度も実施いたしました。
また、リーフレット「大阪市の就学相談」の内容を年度ごとに更新し、就学・進学相談窓口である小・中学校及び義務教育学校並びに幼稚園、保育所、関係機関に配付するとともに、ホームページへの掲載などを通して理解啓発に努めています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当</td><td>教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">５．①</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">　特別支援学校に関する情報が、障害のある子どもの保護者に十分に提供されるようにしてください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
　大阪府立支援学校を含む多様な学びの場に関する情報提供につきましては、リーフレット「大阪市の就学相談」の内容を年度ごとに更新し、就学・進学相談窓口である小・中学校及び義務教育学校並びに幼稚園、保育所、関係機関に配付するとともに、ホームページへの掲載などを通して理解啓発に努めています。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="2">教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009</td></tr>
</table>

番号	５．②
項目	「通級による指導」のリーフレットと同様に、「特別支援学級」に関するリーフレットも作成・配布してください。

（回答）

リーフレット「大阪市の就学相談」、「通級による指導」の作成・配布等を通して、障がい状況に応じた特別支援学級を含む多様な学びの場に関する情報提供を行い、障がいのある児童生徒の学びについての理解啓発に努めております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	５．③
項目	リーフレット「大阪市の就学相談」の特別支援学校に関する記述が、他の学びの場に比べて十分ではありません。また転校に関する記述もあいまいです。通学できる特別支援学校の情報と、地域の学校からの転学も可能なことを明確に示してください。

（回答）

リーフレット「大阪市の就学相談」につきましては、年度ごとに内容の見直しと更新を行っております。今後も、より多くの方に就学について理解いただける紙面づくりに努めてまいります。

なお、府立支援学校に関する情報は、「大阪市の特別支援教育概要」にも掲載しておりますのでご活用ください。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	５．④
項目	リーフレット「大阪市の就学相談」の通級による指導の「自校通級」に関する記述が適切ではありません。現在の方針では、当該校への教員配置のない「巡回指導」にもなりえることを、適切に記述してください。

（回答）

教育委員会としましては、「自校通級」を、児童生徒が在籍する学校で、通級による指導を受ける学びの場としており、「巡回による通級」も含まれると認識しております。

リーフレット「大阪市の就学相談」につきましては、年度ごとに内容の見直しと更新を行っております。今後も、より多くの方に学びの場についてご理解いただける紙面づくりに努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	６.
項目	障害のある子どもの就学先の特別支援学校への転校希望があった場合は、本人・保護者の意向を最大限尊重して速やかに対応してください。特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。また、学校見学や教育相談が随時できるよう府教育委員会に働きかけてください。

（回答）

大阪府立支援学校への転学に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育委員会と協議を行い、就学先の判断をしております。

各学校に配布しております就学に関するリーフレット「大阪市の就学相談」や教育委員会のホームページにも転学については掲載しております。また、学校見学や教育相談につきましても、本人にとっての最善を第一に考え、大阪府教育委員会とも随時連携し、適切に対応していまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	７．①
項目	障害種別による学級設置を遵守してください。学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が１人の場合もその種別での学級設置を行ってください。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。

（回答）

特別支援学級設置及び学級種別の判断に関しましては、各学校より提出される「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月４日付け文科初第756号）等の通知や、令和３年６月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	７．②
項目	特別支援学級１学級に在籍する子どもが定数８人を上回ることのないようにしてください。また定数の６人への引き下げや、学級種別ごとに学年も考慮した特別支援学級編制を行う等、大阪市の独自基準を策定してください。

（回答）

公立小学校・中学校における特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、１学級あたりの標準が８人と定められております。

学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、障がい種別ごとに８人を標準学級とする国の特別支援学級における学級編制の緩和について、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。

担当	
	教育委員会事務局　総務部　学事課　電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	７．③
項目	学級設置相当数の教室を確保・整備してください。

（回答）

本市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　総務部　施設整備課　電話：06-6208-9097 教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">７．④</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
児童生徒の障がい状況の変化等により、特別支援学級での学びが必要になった場合、本人や保護者のニーズに応じた指導・支援ができるよう、各学校のニーズに応じ、巡回指導や教職員への研修を行うとともに、特別支援教育サポーターの配置等にも努めております。
併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="2">教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009
教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>番号</td><td>８.</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>2022 年 4 月 27 日文科省通知に伴う学びの場の見直しや、通級指導教室の新設に伴う学びの場の変更等により、各校の特別支援学級の設置に急激な変更が起きることのないよう、必要な措置を講じてください。万が一、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行ってください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
文部科学省の令和４年４月 27 日付け「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」では、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。
本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。
特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出される「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。
併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009
教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125</td></tr>
</table>

番号	９．①
項目	通級による指導を全校で開設してください。開設にあたっては、巡回による指導ではなく当該校への教員の配置を行って開設してください。通級指導教室の利用を希望する子どもが１人でもいれば、当該校に設置するようにしてください。

（回答）

通級による指導につきましては、国の基礎定数化により対象となる児童生徒が 13 名を超えると教員１名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している巡回による通級を、本市でも令和８年度より実施してまいります。なお、本年度に巡回通級モデル校を設定し、様々な効果検証を実施しており、年度末には、管理職並びに担当する教員への研修を実施してまいります。また、本市では通級による指導の全校開設を、令和 10 年度まで延長し、円滑な拡充に向け取り組んでまいります。

併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	９．②
項目	通級による指導の実施は、年限を区切らず子どもの実態に応じた期間、継続して利用できるようにしてください。

（回答）

教育委員会としましては、各学校へ通級による指導の開始、終了について、本人・保護者との教育相談を行い、児童生徒の障がい状況や学びの現状等の把握、通級による指導の目標達成状況等をふまえて校内委員会を経て判断するように周知しております。

各学校における多様な学びの場の充実に努め、今後も引き続き、インクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	９．③
項目	通級指導教室が、現状において既に過大・過密状態があることをふまえ、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行ってください。通級指導教室での支援が特別支援学級並みに充実するよう、教員の加配や定数改善を行ってください。

（回答）

通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、各学校における多様な学びの場の充実に努め、インクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。

併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１０．①
項目	通常学級の教育条件を改善してください。一人ひとりの子どもに寄り添った教育的支援が保障できるよう、小学校でのさらなる少人数化と中学校での 35 人学級を、大阪市の施策として進めてください。通常学級において、特別支援学級で学びつつ通常学級での生活も共にしている子どもを含めた人数が、定数を超えることがないように学級編成をしてください。

（回答）

公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校は１学級35人、中学校は１学級40人を標準として、小学校については令和７年度までに段階的に改めていくこととされています。また、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされています。

学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。なお、文部科学省においては、令和８年度から令和 10 年度にかけて、中学校 35 人学級を実現することとしており、今後適切に対応して参ります。

担当	教育委員会事務局　総務部　学事課　電話：06-6208-9114

番号	１０．②
項目	すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる固定した教職員の体制を確保してください。

（下線部について回答）

教育委員会といたしましては、すべての子どもにとって学びやすく、居心地の良い安心感に包まれた校内環境、教室環境、学習環境づくりを進めるために「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」を作成し、必要に応じ活用しております。また、子どもたちが安心して落ち着いて学べるよう「授業のユニバーサルデザイン」化について、巡回指導や教員への研修を通して、各学校に指導助言を行っております。

併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	
	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１０．③
項目	相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。

（回答）

特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しております。

また、特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

担当	
担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１０．④
項目	「20 人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。

（回答）

各学校では、特別支援学級に在籍している児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう、校長のリーダーシップのもと校内委員会等を設置し、学校全体で特別支援教育の推進に努めております。

併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	
教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	１０．⑤
項目	特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。

（回答）

障がいが重度・多様化していることをふまえ、今後も各学校の状況を把握するとともに、校内指導体制等を考慮し、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めてまいります。また、制度等の改善につきましても本市全体の動向を注視しながら、関係課と連携し適切に対応してまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１０．⑥
項目	看護師、 発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員の配置を、充実してください。

（回答）

本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、従来より、各学校における支援体制の充実にむけて、看護師等の専門的な人材の配置・活用を進めております。

特別支援教育に関する巡回指導では、各学校からの様々な相談ニーズに応じるため、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の４領域体制に加え、今年度より特別支援教育士、公認心理師を追加し、各学校園への各専門領域からの助言の充実を図っております。

担当	
	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１０．⑦
項目	てんかんやⅠ型糖尿病等、医療的な対応が必要な児童が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置を大阪市の責任で行ってください。

（回答）

　各学校より提出される「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を行い、日常的に必要な医療的ケアの実施により児童生徒が様々な活動へ安全に参加できるよう、適切な看護師配置に努めております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１０．⑧
項目	通学タクシー利用の利便性の向上を図ってください。

（回答）

障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、肢体不自由等の障がいがあり、車いす利用、歩行困難等で自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施しております。また、令和４年度より校外活動において、肢体不自由等の児童生徒が校外活動に安全かつ安心して参加するため、リフト付きバスを借り上げた学校等に対する差額支援を実施しております。引き続き、実態把握を行い、事業を検証しつつ適切な運用に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１０．⑨
項目	感覚過敏等のある子どもたちの障害特性を踏まえた教育条件整備や、一人ひとりの特性や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮を行ってください。また、教育委員会として各学校や教職員のとりくみの参考になるように「個別に実態把握」（昨年度回答）し、「学校訪問や巡回指導等を通して支援」（昨年度回答）した結果得られた学習や生活場面における合理的配慮の好事例集を発行してください。

（回答）

合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、合理的配慮を行っているところです。

また、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しています。

なお、各校園における様々な取組での好事例は、他校でも活用できるよう各研修等において紹介しております。今後も、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１０．⑩
項目	味覚・嗅覚・触覚・視覚・聴覚の過敏などのため食事への配慮が必要な子どもへの合理的配慮の取り組み事例をお示しください。また、個別対応給食（障害児食）を拡充してください。

（回答）

本市では、市内すべての小学校で「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。

合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。また、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しています。

今後も、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。

担当	
	教育委員会事務局　指導部　保健体育担当　電話：06-6208-9143
	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１１．①
項目	大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。

（回答）

移管後の府立支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である大阪府教育委員会において行われるべきものと認識しております。

今後も引き続き、大阪府教育委員会と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１１．②
項目	府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。

（回答）

移管後の府立支援学校の運営に関しましては、学校設置者である大阪府教育委員会において他の府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。

今後も引き続き、大阪府教育委員会と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　　電話：06-6327-1009

番号	１１．③
項目	大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。現在進められている鶴見区茨田高校跡地への新設計画について、保護者・子ども・関係者に情報が行き渡っていません。そのため、関係地域に住む子どもたちの就学・進路選択に支障をきたしています。新設に関して大阪市がつかんでいる状況を説明してください。そして、各区役所や市立学校園、福祉事業所、近隣保育所・幼稚園等との情報共有をすすめ、保護者まで情報が行き渡るよう速やかに手立てを講じてください。新設計画が充実したものになるよう、大阪府教委に働きかけてください。

（回答）

特別支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するべきものと認識しております。

今後も引き続き、大阪府教育委員会と連携しながら、様々な情報提供を含めた特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１２．
項目	子どものニーズに応じた教育実践をすすめるためにも、学校現場の多忙の是正、教員不足の解消等、労働条件そのものの改善に向け、教職員の増員等、実効ある施策を講じてください。年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行なってください。

（下線部について回答）

令和元年度に「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を、令和５年度に第２期プランを策定し、スクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置や、欠席連絡等アプリの導入による業務負担の軽減など、働き方改革に関する様々な取組を進めてきたところです。

取組の成果によって時間外勤務は着実に減少してきているものの、月平均 80 時間を超える教員が一定数存在していることなどの課題を踏まえ、令和８年度以降の次期プランの策定に向けて、議論を進めています。

併せて、教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

講師等の配置については、できるかぎり速やかな配置に努めておりますが、全国的に講師不足の中で、病気休暇等の代替講師の配置等、特に年度途中における配置は、講師登録者が既に他の地方自治体の講師や他の職業に就かれている事情もあり、その確保はさらに困難となっているのが現状です。

令和７年度につきましても、講師確保の観点から、４月～９月の産育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より配置を行っております。

また、令和６年度より「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）」を新たに導入しました。本制度では、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、法律に基づく教員定数に加えて、市独自に本務教員を採用し、年度途中に欠員が発生した場合の代替教員（特別専科教諭）として配置することで、年度途中の教員不足を抜本的に解消することを目的としております。

教育委員会では、講師の確保に向けて、講師登録会の休日・夜間の開催や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示等のさまざまな方策についても引き続き講じております。

さらに、令和６年度からは、講師登録者数の増加を目指し、地下鉄中吊り広告の掲出や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始するなど取組みを強化しているところです。

代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当　電話：06-6208-9131 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１３．①
項目	これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯があります。これにより、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきました。市教委により、今充実を図っているとする、特別支援学級も含めた多様な学びの場における障害児教育の充実がより一層すすむよう、子どもの発達に応じた障害児学級での実践の充実を市教委として進め、障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。

（回答）

本市では、これまでより、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。

今後も、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、特別支援学級や通級による指導における自立活動等の指導実践、通常学級での合理的配慮並びに交流及び共同学習における教育実践などを蓄積してまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１３．②
項目	特別支援学級での授業を求める子ども保護者の思いに反して、特別支援学級での授業が実施されないようなことがないようにしてください。人的な不足がある場合は人的配置を、当該教員や当該校に特別支援学級での授業経験の不足がある場合は必要な研修の機会や人事面において経験のある教員が配置されるような配慮を行ってください。

（回答）

本市では、従前より障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本とし、各学校が障がいのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、保護者及び関係機関との連携を図りながら個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援に取り組んでおります。

また、特別支援学級担任を対象とした必修研修や、全教職員を対象とした障がい種別に応じた指導や支援に関する集合研修等を実施しております。

併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009 教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125

番号	１３．③
項目	特別支援学級担任・通級指導教室担当が希望する場合、担任・担当を継続できるようにしてください。小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。

（回答）

本市では、校種「小学校」を受験する者について、平成29年度教員採用選考テスト（平成 28 年度実施）より、「特別支援学校教論の普通免許状を所有する受験者への加点制度」を設け、さらに、令和４年度教員採用選考テスト（令和３年度実施）からは加点を拡充し、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を持った人材の確保に努めております。

今後も、教育委員会において、小学校における特別支援教育のあり方に注視しつつ、本加点制度の内容を含め、教員採用選考テストについて、必要に応じ、関係先と連携・調整し、検討を行いたいと考えております。

また、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育が実施できるよう取り組んでまいります。

担当	
	教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話： 06-6208-9125
	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話： 06-6327-1009

番号	１３．④
項目	特別支援学級担任および通級指導教室担当者に、全国では実施されている「給料の調整額」を支給し、専門性・継続性の向上を図ってください。

（回答）

特別支援学級担任および通級指導教室担当者に対する給料の調整額につきましては、養護学級（現在の特別支援学級）に在籍する児童・生徒に対する教育は学校全体、教職員全体で取り組まれており、養護学級担当教員の勤務条件のみが著しく特殊であるとは言い難く、これに対して給料の調整額を支給することは他の教員との均衡を欠くものであるという判断のもと、平成21年３月31日をもって廃止しております。

今後も引き続き、本市人事委員会からの勧告及び報告の内容を十分踏まえ、他都市の状況等を考慮しつつ、適切に対応してまいります。

担当	教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当　電話：06-6208-9131

番号	１３．⑤
項目	中学校において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

（回答）

各学校では、障がいのある生徒の教育的ニーズに応えられるよう、校長のリーダーシップのもと校内委員会等を設置し、学校全体で特別支援教育の推進に努めております。

教育委員会におきましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校のニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、公認心理師、特別支援教育士、指導主事等を派遣し、巡回指導を行っております。

また、障がい理解を深めるため、特別支援教育担当者全員を対象とする必修研修を実施しております。

今後も、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育が実施できるよう取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１３．⑥
項目	先生たちが支援の必要な一人ひとりの児童の発達や障害特性への理解はもちろんのこと、生きづらさへの共感に立った支援ができるように研修を充実してください。

（回答）

教育委員会では、これまでも、障がい理解や発達支援に関する幅広い研修を実施し、障がいの特性への理解や、児童生徒本人の思いをふまえた支援等について理解啓発を進めてまいりました。今年度も、全教員対象の選択必修研修や、特別支援学級担任を対象とした必修研修などのオンデマンド型研修、実践力を高めるオンライン研修、事例検討により専門性を高める集合研修など、各学校の教員が幅広く受講できるよう、方法・内容を工夫し実施しております。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１４．①
項目	競争をあおり点数による序列化につながる、学力テスト（市統一テスト、府チャレンジテスト、すくすくウォッチ）を実施しないでください。

（回答）

大阪市中学校３年生統一テストは令和３年度より実施しておりません。

「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。加えて、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。

さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることも目的としております。

「小学生すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。

また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況や市町村の状況を把握し、提供された分析資料を基に教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。

本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、今後も大阪府教育委員会と連携し、実施してまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当　電話：06-6208-9186

番号	１４．②
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。

（回答）

「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。

「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。

また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当　電話：06-6208-9174

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">１４．③</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">特別支援学級在籍児童・生徒数が増加する背景について、大阪市の教育のあり方そのものを問う視点から分析し、学力テスト体制や管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めてください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当
教育委員会事務局　総務部　学事課
教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当</td><td>電話：06-6327-1009
電話：06-6208-9114
電話：06-6208-9125</td></tr>
</table>

番号	１５．①
項目	子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。

（回答）

障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、厚生労働省及び文部科学省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携、各機関が個別に作成する教育支援計画等や障がい児支援計画等の情報共有等を行う等、連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、福祉部局と教育部局とが連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。

教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、４月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。

障がい児を支える関係機関と学校とが、本人・保護者の願いをふまえて適切に連携し、よりよい支援が行われるよう引き続き理解啓発に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１５．②
項目	不登校の状態にある障害児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細やかな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。

（回答）

　教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、４月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。

　引き続き、連携強化に向けた理解啓発に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１５．③
項目	送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害時などの緊急時への対応について、事業所と連絡が密にとれるようにしてください。

（回答）

教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、４月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。

今後も、障がい児を支える関係機関と学校とが、本人・保護者の願いをふまえて適切に連携し、よりよい支援並びに緊急時の対応が適切に行われるよう引き続き理解啓発に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009

番号	１６．①
項目	加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬で、職員の雇用を守り、事業所の運営ができるように基本報酬の増額を国に働きかけてください。

（回答）

放課後等デイサービスにおいては、令和６年度の報酬改定により基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が設けられたところです。また、延長加算の見直しにより、利用者の預かりニーズに対応した報酬への見直しが図られました。

本市としましては、今後についても国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう報酬単価の見直し等について国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	１６．②
項目	子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財源に影響します。「欠席時対応加算」の拡充を図るように国に働きかけてください。

（回答）

障がい児通所支援において、肢体不自由児や重症心身障がい児、医療的ケア児、重症心身障がい児等の利用者を主に支援する事業者の利用者は体調が変化しやすく、体調不良による欠席が多く発生します。また、それに対応した欠席時対応加算が設けられているものの、算定回数にも制限があり、単位数も低いものとなっております。

障がい児通所支援等の事業所にとって、欠席は施設の収入に大きな影響を及ぼす要因となっていることから、そのような事業所においても安定的な運営が可能となるような基本報酬の増額や、欠席時対応加算の算定要件の見直しを含めた制度の充実を図ることについて、他の政令市とも連携しながら国に対して要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	１６．③
項目	「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定が各区によってばらつきがあります。区に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定するように働きかけてください。

（回答）

「個別サポート加算Ⅰ」については、令和６年度報酬改定において、行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、強度行動障がいの知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障がい児が利用した場合の単位数増額が図られたところです。その算定においては、就学時サポート調査票を用いた聞き取り等により実施されることから、報酬改定にかかる内容として区担当者説明会等の機会を通じて各区に対して同様の説明を行っているところです。今後についても、適切な判定による支給決定がなされるように各区役所への周知等に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	１６．④
項目	「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細かな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するように国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。

（回答）

「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童や要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な児童相談所やこども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、医師などの関係機関との連携について評価する加算となっています。

しかしながら、算定においては関係機関との当該児童の情報共有について児童発達支援計画に位置付けることや、保護者の同意が必要としている反面、当該児童が要保護児童と認定されていることや、関係機関との連携の必要性について保護者に説明することが適当でない場合があることから、算定については慎重に検討することとなっています。

本加算は、サポートが必要な児童に対して事業所がきめ細やかな支援を実施するために必要な加算であることから、利用の状況について注視し、より実態に即した運用となるように努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	１６．⑤
項目	「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」について、事業所での設置が義務づけられていますが、送迎車を追加したり、安全装置を入れ替える際は、事業所負担になります。国が補助できるように、働きかけてください。

（回答）

「本市では、子ども安全安心対策支援事業として国の補助事業を活用し、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、ICT を活用したこどもの見守り支援及び登降園管理システム支援として機器導入等に係る経費の補助を実施しております。引き続き、国の動向等を注視しつつ、本市補助制度の内容について検討を行い取り組んでまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8074

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">１７.</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難となる事業所が増えています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。
本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上等に取り組んでいます。
併せて、福祉・介護人材の確保には、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。受賞作品については、漫画化し、市内中学生へ配布するほか、広く市民向けの周知にも取り組んでいます。
そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。
なお、障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組については、令和６年度の障がい福祉サービス等報酬改定で処遇改善加算の加算率について見直しが行われ、障がい児者施設については加算率が増加したところです。
本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="2">福祉局　生活福祉部　地域福祉課（企画）　電話：06-6208-7954
福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　　電話：06-6208-8245</td></tr>
</table>

番号	１８．
項目	利用料１割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用負担の軽減が図られるよう支援策を講じてください。

（回答）

自立支援給付における利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令に基づき、原則として１割負担とされているうえで、利用者等の所得に応じてひと月あたりの負担上限額が設定されています。そのほか、利用者負担の軽減措置として、施設に入所する方の光熱水費等の実費負担を軽減するための補足給付や、食費等に対する軽減措置、利用者負担を支払うことにより生活保護の受給対象となる場合の減免措置等が設けられております。

また、障がい福祉サービス等を利用する方が、同一世帯に複数いらっしゃる場合の世帯における利用者負担の軽減措置や、障がい福祉サービスを利用されていた方が介護保険サービスに移行した際に一定の要件を満たす場合に、介護保険サービスにかかる利用者負担の軽減措置などもあります。

障がい福祉サービスにおける利用者負担の軽減措置につきましては、国において全国一律に設定されるべきものであることから、本市としても障がい福祉サービスを利用する方の状況に即したものとなるよう、国に対して要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	１９．①、②、③
項目	①　物価上昇や最低賃金の上昇に見合って、報酬が遅滞なく増額されるように物価・人件費高騰に対応した加算制度を創設するよう国に求めてください。 ②　３年を期間とする基本報酬は、改定ごとに①の加算額を取り込んで算定を行うとともに、基本報酬に対する人件費比率の下限を定めるなどして、あからさまな営利最優先の経営を規制するよう国に働きかけてください。 ③　日割報酬を止めて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。

（回答）

本市では、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援が重要であることから、職員の配置基準の見直しや報酬単価の改定等について、国に対する要望を断続的に行っております。

そのような中、国は平成 24 年度に職員の処遇改善に係る加算を創設し、その後は報酬改定が行われる度に、処遇改善加算の拡充を図るとともに、令和元年 10 月からは、経験・技能のある福祉人材の定着・確保を一層推進するため、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、令和４年 10 月には「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。令和６年度からは福祉・介護職員等のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和６年度に 2.5%、令和７年度に 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。

なお、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。また、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で 1.12%のプラス改定となっております。

障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	１９．④、⑤、⑥、⑦
項目	④ 請求事務などを担当する職員に対する実務研修を大阪市として実施してください。 ⑤ 送迎加算について添乗員に対する費用も加算対象に含めてください。 ⑥ 入浴支援加算について、医療的ケアが必要な方だけでなく、てんかん発作や支援区分５及・６の方なども対象に加えてください。 ⑦ 施設等の利用者への通院支援を、当該施設等の職員が対応せざるを得なかった際に、それぞれの支援について補助等を行う独自支援策を講じてください。

（回答）

送迎加算については、生活介護・自立訓練・就労系サービスの事業所、短期入所等の事業所、児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所などが算定対象となっており、それぞれにおいて加算の算定要件や取得単位等が設定されております。

入浴支援加算については、放課後等デイサービスや生活介護事業所において、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な方等への入浴支援について、より支援に時間を要すること、複数職員による手厚い体制をとっていること等を評価するため、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定で新たに創設されました。

障がい者支援施設における通院支援加算についても同様に、入所する方の重度化・高齢化などを背景に、医療的ケアが必要な方等の通院頻度が高くなっていることを踏まえて、令和６年度に創設されたところです。

障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応するべきものであることから、支援の実態に即したものとなるよう実態の把握に努めるとともに、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。

また、報酬請求にかかる事務などの研修についても、本市としては指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導において簡単に触れておりますが、国や府において統一的に行われるべきものであることから、関係先に働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２０
項目	自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等への救済策を大阪市として講じてください。

（回答）

障がい福祉サービス事業所等では、災害が発生した場合、建物設備の損壊、社会インフラの停止、災害時対応業務の発生による人手不足などにより、利用者へのサービスの提供が困難になることが考えられます。一方、障がい福祉サービスは、障がい者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

こうした観点から、令和３年４月１日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等の一部改正において、災害発生時等における業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施等が義務付けられました。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２１．①
項目	障害支援区分について、認定状況の実態把握と検証を大阪市として行ってください。 認定調査員への研修を徹底し調査員によって違いが生じないようにしてください。

（回答）

障がい支援区分に係る認定状況の実態把握と検証については、前年度の認定結果を障がい種別ごとに把握・分析しているほか、大阪市では効率的かつ効果的な業務の遂行のため障がい支援区分認定の一部バックヤード業務を認定事務センターに委託しており、委託事業者からの定期的な業務実績報告などの機会を捉えて実施しています。

また、障がい支援区分認定調査の実施にあたっては、高い調査技術と、中立性・公平性の維持が不可欠であり、より正確で迅速な調査を行うために、要介護認定調査事務の指定事務受託法人の指定を受けている事業者の持つ、認定調査を始めとした福祉業務に関する幅広い知識と経験、組織運営に関するノウハウを活用するなど、調査体制の整備を図っており、認定調査員研修の受講等により、調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図ってきました。

さらに、調査員によって調査基準等にばらつきが出ないよう、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。

手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところです。

今後も、より適切に区分認定が行えるよう、調査員への研修に努めます。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-4392-1730

番号	２１．②
項目	②緊急時の支給量決定（変更を含む）は、区役所が責任をもち迅速に決定できるようにしてください。 ア）各区に福祉枠採用専門職員（ケースワーカー）を配置して、要請があった際に直ちに現状を把握して支給決定をしてください。 イ）事情によっては、支援計画に関わらず支給変更なしで必要なサービスが柔軟に利用できるようにしてください。 ウ）緊急時対応として、特例介護給付費が利用できるようにしてください。

（回答）

障がい福祉サービスを利用いただく際には、法の規定に基づき支給申請や支給量変更申請等、利用される方からの申請が必要となります。また、利用される方からの申請に基づき、介護者の状況、居住の状況など障がいのある方の様々な状況についてきめ細かに確認するとともに、サービス利用の意向に基づきサービス利用計画案を作成し、それらを総合的に勘案したうえで適切な支給決定を行うこととされております。

また、計画相談支援事業所との利用契約があり、計画相談支援の対象となっている方から、支給量の変更にかかる申請があった際には、担当する計画相談支援事業者の相談支援専門員が、その方の状況を把握したうえで作成するサービス等利用計画案の提出を求め、その内容を勘案して支給決定を行うこととされているところです。なお、計画相談支援の対象となっていない方であって、ご本人がセルフプランを作成するにあたり、必要に応じて区保健福祉センターの職員が作成を補助することは可能です。

なお、サービスの利用にあたっては、基準省令に基づき、障がい福祉サービス受給者証により受給資格や支給量等を確認し、契約時間数を定め、個別支援計画を作成したうえでサービス提供を行う必要があるため、支給決定を受け、受給者証の交付を受けていることが前提となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

一方で、障がい状況等が著しく変化し、必要とするサービスの量等の見直しが必要となった場合等において、支給量変更等の支給決定を行うまでの間に、サービスを必要とされる方がご不安に思われていることも認識しております。

本市としましては、必要な支援ができる限り速やかに決定されるよう、個々の状況に応じ、丁寧な聴き取り並びに迅速な事務手続きの実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、特例介護給付費の対象については、法により規定されていることから、本市として対象を広げることはできませんが、すでに障がい福祉サービスを利用されている方から支給量変更の申請があった際には、速やかな支給決定が行えるよう、区における事務処理の効率化やマニュアルの整備等について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２１．③
項目	③障害支援区分更新時に、行政上の手続きが遅れる場合があり、それに伴い受給者証の発行が遅れたため事業所の報酬請求ができす「ただ働き」となるケースも生じています。新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量が継続して利用できるようにしてください。

（回答）

障がい支援区分認定の更新手続きについて、ご迷惑をおかけし申し訳ありません。

介護給付サービスについては、障がい支援区分認定の有効期間の範囲内で支給決定を行うこととされており、また障がい支援区分の更新認定の有効期間は、原則として、更新前の障がい支援区分認定の有効期間の満了日の翌日とすることとされています。

各区保健福祉センター及び認定事務センターにおいては、引き続き、障がい支援区分の認定ができる限り速やかに行えるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２２．
項目	大阪市として、相談支援専門員の業務実態を把握して過重労働の解決にむけた対策を講じてください。 ① 相談支援員の業務実態について様々な相談がある中、直接計画相談に収まらない事柄も多く、それらの相談活動の必要性も評価するとともに、その働きに応じた報酬単価が設定されるよう国に要望してください。また、大阪市として補助制度を設けるなど具体的な支援策を講じてください。 ② 相談支援従事者初任者研修（７日間）の受講にあたっては、推薦要件が設けられていることなどで受講不可となることがあります。この間の研修の定員および応募状況を明らかにするとともに、研修の回数や定員の拡大など受講しやすいような措置を講じてください。

（回答）

① 計画相談支援給付費については、令和６年度報酬改定において、基本報酬が引き上げられ、とりわけ機能強化型基本報酬の引き上げ幅を大きくすることで、複数の相談支援専門員を配置するなど、所定の体制が整った事業所がより高く評価されることとなりました。また、各種加算も拡充され、一部の支援業務が新たに報酬上評価されるなど、一定の改善が行われました。

しかしながら、本市においては、相談支援専門員１名配置の事業所が全体の半数を占め、これらの事業所の継続的事業運営が課題であることから、大阪府と連携しながら、国に対して、基本相談支援に係る業務の報酬上の評価も含め、各事業所が安定的に運営できる報酬体系とするよう、引き続き要望してまいります。

また、本市としては、指定特定相談支援事業者等への後方支援として、各区障がい者基幹相談支援センターによる情報提供や専門的な助言等を行うほか、困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じてスーパーバイザーを派遣する体制を確保しているところであり、引き続き相談支援体制の充実に努めてまいります。

② 相談支援専門員として配置されるためには、相談支援従事者初認者研修（７日課程）の修了が必要ですが、大阪府が実施する同研修においては、募集定員を上回る応募者があり、研修修了後、速やかに相談支援事業所に配置される見込みの高い方から受講できるよう、優先順位を定めて受講者を決定していると承知しております。

本市においても、府から割り当てられた市町村推薦枠を最大限活用して新たな相談支援専門員を確保するとともに、より多くの希望者が受講できるよう、募集定員の増加を府に働きかけてきました。この結果、本年度より、研修実施回数が年３回から年４回へ増加されたところであり、引き続き、府と連携しながら状況を注視してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-7999

番号	２３．
項目	生活介護事業を希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分による利用条件の制約を緩和するよう国に求めてください。

（回答）

「障害のある方の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、生活介護事業の対象者は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者とされております。

(1) 障害支援区分が区分３（障害者支援施設等に入所する場合は区分４）以上である者

(2) 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障害者支援施設等に入所する場合は区分３）以上である者等

生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域における社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。

本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに応じた支援を提供できるよう、今回のご提案を踏まえ、他都市とも意見交換を行いつつ、国に対して、必要に応じて、意見提案を行ってまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２４．
項目	生活介護等も重度加算の対象となったことで、強度行動障害者支援者研修の受講が必須となっていますが、希望者数に対応できる研修回数・定員とはなっていません。規模・回数の拡大を関係先に要請してください。また、そのことが整うまでの間、一定の支援実績のある職員に対する「見なし資格」制度を大阪市として実施してください。

（回答）

強度行動障がい者支援者養成研修については、受講希望者に対して募集枠が足りていないというお声を聴いており、大阪府とも共有しているところです。

また、各障がい福祉サービスにおける各種加算のうち、強度行動障がい支援者養成研修修了者等有資格者の配置を要件とするものについては、報酬告示及び留意事項通知により具体的要件が規定されていることから、本市独自の規定を設けることはできませんのでご了承ください。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２５．
項目	職員に受講が求められる各種研修は、オンラインを含め日祝日や夜間など、日中支援体制に影響が少ない形でも実施するよう、関係先に働きかけてください。

（回答）

各種研修の受講についてご不便をおかけしております。

多くの方に受講していただけるよう、様々な仕組みを利用した研修体制を整えるよう、関係先に要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

<table>
<tr><td>番号</td><td>２６．</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが増えています。大阪市としてホームヘルパーの不足状態を解消するための手立てを講じ、あわせてヘルパーが安心して働き続けられるよう、報酬の引き上げを国に強く求めてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
障がいのある方が必要とする支援に対して、障がい福祉サービス等事業者が充足し、安定してサービスを提供することができるよう、本市としても国に対してサービス提供の実態に即した事業報酬の改善等を要望しているところです。
令和６年度の報酬改定において、処遇改善加算など一部改善が図られましたが、今後においても、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等について、引き続き小規模事業者や重度障害のある方を支える事業者の経営実態、従業者の給与及び労働時間などの職場環境等の把握に努め、経営基盤が安定し、従業者のサービスの質の向上や良質な人材の確保が継続的に可能な報酬単価の設定としていただくよう、引き続き報酬の改善について国へ要望してまいります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245</td></tr>
</table>

番号	２７．
項目	ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。 ① 障害者総合支援法第１条が定める、「個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことが出来るよう」に、居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学支援はもちろん、障害者自らが育児や家族支援等の「ケアをする権利」を含め、様々な社会的役割を果たすためのホームヘルパー利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。 ② 障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、（医師の求めにより）福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

（回答）

障がい福祉サービスのサービス内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により定められており、法に基づきサービス提供を行っています。

また、院内介助につきましては、基本的に医療機関のスタッフにより対応されるべきものでありますが、医療機関のスタッフによる対応ができない場合であって、障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合については、通院等介助における院内介助についても算定の対象と認めているところです。

入院中の障がい者の外出や外泊による移動の援護にかかるサービス利用についても、国からの通知により同行援護・行動援護・重度訪問介護の利用が認められておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２８．
項目	障害者、高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を、市の責任で計画的に整備してください。

（回答）

グループホームは地域生活を支える重要な社会資源であり、障がいのある方の地域移行を進める観点から、グループホームの整備を進めています。整備にあたっては、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある方に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。

整備を進めるうえでは、重度の障がいがあっても地域で暮らし続けられるよう検討することが重要であると考えており、引き続き障がいのある人を地域全体で支える体制の強化に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	２９．
項目	グループホームの整備に関して、敷金等を含む賃貸費用や購入費用についての補助制度を創設してください。

（回答）

グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。

平成30年度からは整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大・スプリンクラー設備の設置に係る工事費補助等）を行い、大阪市障がい福祉計画等に基づき、新規設置の一層の促進に取り組んできた結果、当面の間は必要定員数を確保できる見込みと考えております。

本市としましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、障がい者の地域移行を進める観点からサービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、グループホームにおける改造工事費の補助が必要と考え、令和４年度から区分５・６の障がい者を新たに受け入れるグループホームを対象に補助を実施しているところです。

今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8074

番号	３０．①
項目	軽度障害者も本人等の希望がある限り将来にわたって、グループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。

（回答）

グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分６」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分や障がいの程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。

令和６年度の障害者総合支援法の改正においては、グループホームの支援内容として一人暮らし等を希望する利用者に対する支援やグループホーム退居後の一人暮らし等の定着のための相談等が含まれる点について明確化されたところですが、グループホームにおける継続的な支援を希望する方については、これまでどおり、グループホームでの暮らしを継続していただくことができます。

地域での生活を希望する方で、グループホームによる支援を必要とする方が、障がい支援区分によって利用を制限されることのないよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

<table>
<tr><td>番号</td><td>３０．②、③</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>②　日中支援体制加算について、平日のみの加算であったり利用者２名の場合も１名分と同額の単価であるなど、その内容は極めて不十分です。日中支援が安定的に行えるよう国にその拡充を強く求めてください。また、大阪市として必要な支援策を講じてください。
③　土・日・祝日の日中支援事業の休所や利用者の病気等で、日中利用者がグループホームで過ごす必要がある場合、グループホームでの支援が十分行えるよう、制度の拡充を国に強くしてください。また、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
グループホームにおける日中支援加算（Ⅰ）の算定については、高齢又は重度の障がい者（65 歳以上又は障がい支援区分４以上の方）であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に算定いただくものですが、基準において、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができないこととされております。
一方で、日中支援加算（Ⅱ）については、日中活動サービス等を利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が１月につき２日を超える場合、３日目以降について算定できることとなっていたところ、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、初日から算定可能となるなど、一定の見直しが図られております。
本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245</td></tr>
</table>

番号	３０．④
項目	グループホーム利用者の通院介護に、移動支援が利用できるようにしてください。また現状の通院介護によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院や回数が月２回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数の制約をなくしてください。

（回答）

グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うことになりますが、平成19年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月２回まで利用が可能とされております。

また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。

本市といたしましても、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	３０．⑤
項目	本人の一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設を前提とするのではなく、現行グループホームの機能を強化することなどを通して行うよう、国に働きかけてください。

（回答）

グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。

令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定では、障害者総合支援法の改正を受け、一人暮らし等を希望する利用者に対して支援を行う住居の形態として、移行支援住居が新設されました。この移行支援住居における支援のほか、現行のグループホームにおける共同生活住居のいずれにおいても、一人暮らし等への移行に必要な支援を行った場合に、自立生活支援加算により評価されるものとなっております。

引き続き、グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な報酬の設定や制度設計について国に対して要望していきます。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	３０．⑥
項目	グループホーム生活支援員の雇用形態について、例外的に業務委託契約が認められていますが、人材不足等の影響を受けて、週 40 時間以上の勤務やダブルワーク・長時間労働など、労働基準法に抵触する事態も見受けられます。業務委託契約であっても、個々の労働実態と労働者性を適切に評価・判断して、適正な指導・監査を行ってください。

（回答）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月６日障発第 1206001 号）において、「勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。」と示されており、運営指導においては、当該通知を踏まえた人員配置となっているかの確認を行っております。常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えた勤務が確認された場合には、その超過した時間数は勤務時間数に含まないよう指導しております。

引き続き、適切な人員配置がされるよう指導に取り組んでまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　運営指導課　電話：06-6241-6527

番号	３１．①、②、③、④、⑤
項目	短期入所（ショートステイ）事業の充実を図ってください。 ①　必要な時にショートステイが利用できるよう、設置か所数を計画的に増やしてください。 ②　緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することへの補助制度を創設してください。 ③　各行政区に利用相談窓口を設置し、諸手続きがスムースに行えるよう支援を行ってください。 ④　強度行動障害の利用者が安心して利用するための職員加配制度を設けてください。 ⑤　親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査し、早期にその解消を図ってください。

（回答）

本市の指定短期入所事業所数は年々増加しております。

本市では、独自の支援策として、医療的ケアを必要とする方を介護するご家族等のレスパイト（休息）等のため、医療機関でショートステイ（短期入所）をご利用いただける「大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所事業」を実施しています。

緊急利用枠を確保するための空床の確保については、令和６年４月の報酬改定により、短期入所における緊急時の受入れが更に評価され、緊急短期入所受入加算の単位数が見直されました。また、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応」の機能も担う地域生活支援拠点等において、指定短期入所等を行った場合には、利用を開始した日について、定める単位にさらに加算を算定することが可能です。

短期入所は、居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、短期間の入所を想定しておりますが、各区保健福祉センターの福祉業務担当窓口においては、介護を行う方が急病等により長期間入院することになった場合等、やむを得ない事情等も勘案しつつ必要に応じた支給日数の決定を行っております。なお、その事情が恒常的に続く可能性が高い場合には、地域で生活していくうえにおいて、他のサービス利用についてもご検討いただくようご案内しております。

強度行動障がいを有する方への支援体制の充実のため、重度障がい者等包括支援の対象者に相当する状態にある方に対してサービスを行った場合の重度障がい者支援加算も拡充されております。

短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し人員配置基準や報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	３２．
項目	大阪市として移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けてた支援策を講じてください。 ①　障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を、個別給付事業として実施するよう国に求めるとともに、大阪市としての支援策を独自に実施してください。 ②　１か月の移動支援時間数の上限 51 時間を拡充してください、また利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど柔軟に利用できるようにしてください。 ③　大阪府内の複数の市町村で実施されているグループ支援型支援を、大阪市でも実施をしてください。 ④　2021 年度以降の報酬単価が 1,900 円（1 時間）のまま改定されていません。最低賃金が上昇する中、人件費増加分の多くを事業所が持ち出して負担しています。ガイドヘルパーの給与を引き上げることができるよう報酬の大幅な引き上げを行うとともに、大阪市として職員の処遇改善のための加算や早朝・夜間加算等の制度を設けてください。

（回答）

移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定などは各自治体の裁量の範囲となっております。この地域生活支援事業については、統合補助金であることから、本事業について国庫補助金の受入れは不十分になっている一方、毎年事業費は増加しているため、将来にわたる事業継続を見据え、適切な財政措置を行うことや移動支援の個別給付化について、引き続き国へと要望してまいります。

また、移動支援事業は介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）等の障がい福祉サービスで対応されていない部分を補完する形で制度設計されていることから、本市では介護給付費の基準や他都市の基準、社会生活基本調査の結果などを参考にひと月あたりの支給基準時間数を 51 時間としつつ、支給決定にあたっては、聴き取りにより生活状況や障がい状況を確認し、一人ひとりにとって必要とするサービス時間を勘案し、基準時間の範囲内で支給決定することを基本としております。

やむを得ず支給基準時間数を超えてサービスを必要とする場合は、区役所と福祉局でその必要性について協議を行い、審査会に諮った後、必要と認められる場合には、ひと月あたり 51 時間を超えて支給決定を行っているところです。

今後とも他政令指定都市の状況等も確認しながら、個々の状況を踏まえたサービス実施方法の検証に努め、必要に応じて見直しをはかってまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	３３．①、②、③、④
項目	重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を拡充してください。 ①　急な入院については事後の申請も認めてください。 ②　食事介護等を支援内容に含めてください。 ③　１日４時間半を超えて支援できるようにしてください。 ④　報酬単価を引上げ、移動支援と同額にしてください。

（回答）

重度障がい者入院時コミュニケーションサポート事業は、介護者がおらず、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

本事業の利用を希望する方は、事前に居住地の区の保健福祉センターに対象者認定申請をすることで手続きの円滑化を図っています。また、急な入院となった場合は、すみやかに居住地の区の保健福祉センターに連絡をしていただくことにより、状況を勘案のうえ認定の可否について判断しております。

病院スタッフが介助等を行うためのコミュニケーションサポートを支援内容としており、利用時間については、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を目的とし、診療報酬の対象となっている食事介助等は支援内容に含まれておらず、病院スタッフが１日に長時間の介助を行うことは想定していないことから、１日あたり５時間までの報酬となっています。

今後は、報酬単価についても利用実態や他都市状況等を踏まえ、検討してまいります。

なお、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、入院中の重度訪問介護利用にかかる対象者が拡大し、病院等に入院又は入所をする前から重度訪問介護を利用している障がい者であって、特別なコミュニケーション支援等を必要とする障がい支援区分４以上の方について、重度訪問介護により意思疎通の支援その他必要な支援を行うことが可能となりました。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	３４．①
項目	日常生活用具の紙おむつの支給限度額を引き上げてください。月 12,000 円の限度額では、物価高騰の現状には対応できません。排泄排便のための紙おむつは生きる上で基本的に不可欠な用具であり、早急に適切な対応をしてください。

（回答）

紙おむつは、毎日の排泄に関わる日常生活に不可欠な用具であると認識しております。

本市では、毎年、重度障がい者日常生活用具給付事業について、ニーズや市場・他都市状況等の調査、関連情報を収集し、専門家からの意見聴取等により種目の追加や給付条件等の見直しについて検討しております。

物価高騰により紙おむつの販売価格が上昇していることは本市も承知しております。しかし、重度障がい者日常生活用具給付事業を含む地域生活支援事業については、各自治体が実施主体となり事業を実施しておりますが、本来国が負担すべき補助金（１／２）が十分に交付されておらず、大阪市に超過負担が生じている状況です。日常生活用具の給付件数も年々増大するなかで、事業実施が困難になっております。

そのため、国の補助金（１／２）を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう国に要望しているところであります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３４．②
項目	点字タイプライターを日常生活用具として給付を希望する視覚障害者には、就業もしくは就学に関わりなく給付してください。また、難聴を併発した重度の視覚障害者にあっては、会議や研修会など、社会活動においてコミュニケーションが取れないなどの困難をきたしており、当事者の希望によりコミュニケーション機器としての機能も発揮する点字タイプライターを支給してください。

（回答）

日常生活用具は、障がいにより生じる日常生活上の困難や支障を軽減・解消することを目的として給付しており、それぞれの用具の必要性をふまえて給付要件を設定しております。

点字タイプライターは、就業や就学に必要であるということから給付対象として開始してきました。

日常生活用具の給付要件等について、様々なニーズがあることを認識しております。

給付の要件については、区役所に寄せられた要望や、他都市調査、有識者からの意見を聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。令和７年度は１種目についての対象者拡充と、２種目の給付限度額の引き上げを行いました。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３４．③
項目	「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるようにしてください。

（回答）

視覚障がい者の読書に関する用具として、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや拡大読書器などがあります。

視覚障がい者用ポータブルレコーダーについては、視覚障がい２級以上の方を対象にしております。また、視覚障がい者用拡大読書器については、等級に関わりなく視覚障がいのある方を対象として給付しています。

利用しやすい書籍として、デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍等がありますが、近年では、これらの図書等を、一般に普及しているパソコン、タブレット、スマートフォンで再生することができるサービス提供が増えつつあります。

日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し引き続き検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３４．④
項目	「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。

（回答）

点字図書給付事業は、視覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けた者で、主に情報の入手を点字によっている者が、図書を購入する際に一般図書よりも高額な点字図書を購入する必要があることから、一般図書との差額分を助成する制度として実施しています。

令和６年度からは、ＣＤ収録等したものを点字ディスプレイに読み込ませることにより触読することができる図書も給付の対象としております。

日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３４．⑤
項目	『点字毎日』（点字版）読者が手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、『点字毎日』（音声版）を給付してください。また、昨年から『点字毎日』（電子版）を給付対象にされましたが、点字図書給付事業において、他の点字図書にも対象を広げてください。

（回答）

点字図書給付事業の支給対象者は、市内に住所を有し、視覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けた者で、主に情報の入手を点字によっている者としております。

令和６年度からは、ＣＤ収録等したものを点字ディスプレイに読み込ませることにより触読することができる図書も給付の対象としております。

利用しやすい書籍として、デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍等がありますが、近年では、これらの図書等を、一般に普及しているパソコン、タブレット、スマートフォンで再生することができるサービス提供が増えつつあります。

日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３４．⑥
項目	聴覚障害者用屋内信号装置については、「聴覚障害２級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と聴覚障害２級以上を条件とするのではなく、同装置を必要とするすべての聴覚障害に交付してください。

（回答）

屋内信号装置は、聴覚障がいのある方が独居されている場合、来客時の玄関の呼び鈴や目覚まし時計等の機能を補完するための日常生活用具であり、音を光や振動で知らせる装置です。

聴覚障がい２級以上の聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯として規定しており、同居者が就労等のため長時間不在になるなど、合理的な理由がある場合は給付の対象としておりますので、その旨を区役所窓口でご相談ください。

今後も障がいのある方などに充分配慮した負担軽減策を実施した上で、必要とする日常生活用具を安心してすべての障がいのある方が利用することができるよう市場価格や他都市調査、有識者から意見などを聴取し検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986

番号	３５．
項目	国が整備を求めている地域生活支援拠点について、大阪市の具体的な整備方針を明らかにしてください。

（回答）

本市では、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の整備に取り組んでいます。

整備にあたっては、各区障がい者基幹相談支援センターや各区地域自立支援協議会の設置、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業及び障がい者緊急一時保護事業、一人暮らし体験事業の実施など、本市の事業や仕組みに加えて、拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス事業所等を登録する制度を構築しております。

今後とも、障がい福祉サービス事業者等の協力を得ながら、各区における面的整備を推進していくなど、引き続き各機能の充実に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-7999

番号	３６．①、②、③、④
項目	地域活動支援センターの委託料・各種加算を、実態に見合って改善してください。 ① 地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。その支援が充実するよう、委託料をせめて生活介護事業の報酬と同等以上に引き上げてください。 ② 通院等の欠席については利用扱いにすることなど、委託費が支援実態に即したものとなるよう拡充してください。建物賃貸料等の各種加算も実態に即した内容に改めてください。 ③ 委託料は、年度当初の利用登録人員を基礎として算定してください。 ④ 利用者の減員による委託量の減額は、事業運営にとって大きなダメージとなっています。地域活動支援センターの安定した運営のために、委託料減算の根拠を明らかにして、返戻時期などについても経営状況等各事業者とよく相談して、柔軟に対応をしてください。

（回答）

地域活動支援センター事業の委託料については、年間の平均利用者数を基礎として、事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。また、今般の物価高騰及び人件費高騰の影響を踏まえたうえで、委託料の見直しを行っております。

年間の平均利用者数の算出にあたっては、緊急時等に職員が自宅へ訪問した場合や、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合等についても、その必要性や支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることを可能としております。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう努めております。

委託料の支払いについては、前年度平均利用者数に基づき上半期・下半期の２回に分け概算払いをしておりますが、下半期の支払いに際しては当該年度上半期平均利用人数が 10 人に満たない場合には１人減する毎に 45 万円ずつ減した金額としております。また、年度末には既に概算で支払った上半期と下半期の委託金額の合計と、当該年度の年間利用者数により確定した委託金額の差額について精算し、追及または戻入を行っているところです。なお、委託金額の確定については、実績報告書の提出後、速やかに委託金額確定通知書により通知し、運営が損なわれないよう努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8074

番号	３７.
項目	手話通訳者の配置・手話の普及を進めてください。 ① 大阪市内全区の区役所に正規雇用の手話通訳者を配置してください。 ② 市内の公共施設に手話通訳者を配置してください。 ③ あらゆる機会を通じて、市内のすべての事業者に手話通釈者の役割や意義を周知してください。

（回答）

本市では、聴覚障がいのある方の日常生活・社会生活における意思疎通支援は重要であると認識しており、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業等の施策に取り組んでいるところです。

手話通訳者派遣事業につきましては、現在、専任者を配置して実施しており、必要に応じて事業内容の見直しや所要の財源確保に努めているところです。

また、手話は言語であるという認識に基づいて施策を推進するため「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定しております。

この条例に基づき、手話への理解促進をはじめとする様々な施策を関係局相互の緊密な連携のもと推進するため「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、身近な行政機関である区役所をはじめ手話で応対できる市民窓口の充実に取り組むこととしており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。

今般、「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和７年６月 25 日に公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き手話で応対できる市民窓口の充実に向けて、検討を進めてまいります。

また、ホームページの活用などにより、手話通訳者をはじめとする手話の理解促進に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8072

番号	３８．
項目	手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムづくりを、当事者の意見を取り入れてすすめてください。

（回答）

本市では、聴覚障がいのある方の日常生活・社会生活における意思疎通支援について、手話通訳者派遣事業における質の確保は重要であると認識しております。

手話通訳者派遣事業の手話通訳者については、大阪府が実施する手話通訳者養成研修を受講、修了した後、府の登録試験に合格した方に、活動していただいています。

現在、手話通訳者養成研修については、大阪府と共同で実施しており、本市としましては、大阪府とも連携しながら、手話通訳者の質の確保を図ってまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8072

番号	３９．
項目	市民への手話言語の周知を積極的に行ってください。大阪市コミュニティ協会が主催するイベントに手話通訳を配置してください。

（下線部について回答）

本市では、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、手話への理解促進をはじめとする様々な施策を、関係局相互の緊密な連携のもと推進しています。

今般、「手話に関する施策の推進に関する法律」により９月 23 日が「手話の日」とされたことを受けて、令和７年９月 23 日に啓発イベントを実施しました。

今後も同取組を継続するなど、市民に対し手話も言語であることを周知してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8072

番号	４０．
項目	障害関係団体が障害に関する啓発を目的として開催する学習会やイベントで、区民センター等を利用する際の利用料金の減免制度を創設してください。

（下線部について回答）

区民センターについては、「大阪市区役所附設会館条例」第 10 条の３第７項の規定による利用料金の減免に関し、必要な事項を定めた「大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下、「要綱」という。）」において、「地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政・区政に寄与すると認められるもののために使用する場合」利用料金を減免できることとしています。

また、要綱第３条により各区役所において「区役所附設会館利用料金減免規程」で利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を定めており、同規定の定めに合致する場合は減免できることとしています。

担当	市民局　総務部　施設担当　電話：06-6208-7327

番号	４１.
項目	各区・各局及び大阪市認定事務センターから視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に受取人氏名・文書名・担当部署名・及び連絡先電話番号（固定電話番号）を点字・拡大文字で記載するとともに、同封文書全文を希望する形態（点字・拡大文字・音声等）での提供が確実に行われるよう、「公文書点字化条例」または「公文書点字化要綱」を制定するなど、制度化を図ってください。

（回答）

障害者差別解消法において、障がいのある方から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くための、何らかの配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいの状況に応じて必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされています。視覚障がいのある方から申出があったときに、その内容を伺いながら文書の点字・拡大化、音声による読み上げといった合理的配慮の提供をすることは情報保障の観点からも必要と考えます。

同法に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるように、「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、各区・各局へ示しているところです。今後も職員に対しての研修を継続して実施するなど、適切な対応ができるように努めてまいります。

なお、大阪市認定事務センターからは、「障がい福祉サービス更新手続きと訪問調査（障がい支援区分認定の手続き）のお知らせ」等をお送りしています。視覚に障がいのある方への文書の点字化等については、ご希望の方にはできる限りの対応を行います。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8075 福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-4392-1730

番号	４２．
項目	地域生活支援事業の任意事業として、視覚障害者への代筆・代読サービスを制度化し、実施してください。特に居宅介護や同行援護などの障害福祉サービスを利用していない視覚障害者は、自宅に郵便物が届いても内容を確認する術がありません。たとえ短時間ででも利用できるよう手立てを講じてください。

（回答）

本市では、地域生活支援事業における市町村任意事業として、点訳奉仕員養成講座や、視覚障がいのある方への点字講習会、パソコン教室等の意思疎通支援のための施策を実施しています。

また、障害者総合支援法の自立支援給付対象サービスである「居宅介護」や「同行援護」におきましては、手紙・アンケート等の代筆や、居宅内での郵便物・回覧板等の代読、外出先での鮮度・賞味期間・価格等の確認、通院先等での受診等の手続き等、必要となる代筆・代読サービスの提供が可能となっています。

本市としましては、視覚障がいのある方々の日常生活・社会生活における情報支援は重要であると認識しており、引き続き、支援を必要とする障がい者のニーズに応じた支援を提供できるよう取り組んでまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8072

番号	４３．
項目	現在もひきつづき福祉事業所はコロナ感染症の発症リスクを抱えており、人的・金銭的に大きな負担が強いられています。５類移行前に実施していた対策（抗原検査キットの配布、ＰＣＲ検査、かかり増し経費補助など）を、今後も継続して実施してください。

（下線部について回答）

新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが５類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえて、介護保険サービス及び障がい福祉サービスの事業所等の介護従事者を対象とする定期的な PCR 検査の実施や感染者が発生した事業所・施設等を対象としたかかり増し経費補助は、国の方針に基づき令和６年３月末で公費負担は終了しております。

この間の新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と連携を図るとともに、感染抑制に努めてまいります。

担当	
	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-7986 福祉局　障がい者施策部　運営指導課　　電話：06-6241-6527 福祉局　高齢者施策部　　介護保険課　　電話：06-6241-6310

番号	４４．
項目	2022 年 2 月、市内で暮らす重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市と広域行政である大阪府の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。

（下線部について回答）

新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と情報共有を図るとともに、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に提案してまいります。

今後も、支援を必要とする方に対し、適正にサービスの支給決定が行えるよう努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	４４．
項目	2022年2月、市内で暮らす重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市と広域行政である大阪府の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。

（下線部について回答）

新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和４年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和６年３月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。

検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。

担当	健康局　大阪市保健所　感染症対策課　電話：06-6647-0656

番号	４５．
項目	介護保険優先原則（障害者総合支援法第７条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（４０歳以上の特定疾患・６５歳以上の障害者）には、強制移行を無くして、障害者福祉か介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って居宅事業や補装具、日常生活用具支給等が個々で選択できるようにしてください。

（回答）

自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和５年６月 30 日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。

本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、介護保険対象の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

担当	
	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245
	福祉局　高齢者施策部 介護保険課（保険給付Ｇ）　電話：06-6208-8059

番号	４６．
項目	介護保険を申請しない選択肢もあるということも含めて、６５歳になる障害者や４０歳になる特定疾病の方が不安を抱くことのないよう、介護保険と障害福祉サービスの適用関係について、厚労省の事務連絡の内容を含めて、「福祉のあらまし」やホームページにわかりやすく記載し、そこに大阪市として必要な支援を継続することを明記してください。

（回答）

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。

本市におきましては、令和４年度から「福祉のあらまし」に併給にかかる説明を掲載しているところであり、今年度の事業者への集団指導においても周知を図ったところです。

また、今年度には、本市ホームページにおいて、障がいのある方の介護保険利用について広く周知するためのページも作成したところです。

今後も引き続き、介護保険の対象となった障がいのある方に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、65 歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、障がいのある方の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	４７．
項目	高齢となった視覚障害者が地域で生活することが困難となった場合でも安心して生活できるよう、大阪府や堺市と協力して盲養護老人ホームを大阪市内に建設してください。

（回答）

養護老人ホームは原則 65 歳以上で、市府民税の所得割が非課税である等の経済的理由や、現在の環境の下では在宅での生活が困難であるなどの環境上の理由を有している者を必要に応じて入所措置させる施設です。

本市では新たに養護老人ホームを整備する予定はありません。

担当	福祉局　高齢者施策部　高齢福祉課（企画Ｇ）　電話：06-6208-8053

番号	４８．
項目	重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障を来すことから、重度視覚障碍者が難聴となった際には、大阪市として補聴器の購入費用を助成するよう求めて来ましたが、今年度より 65 歳以上の加齢による高齢難聴者への「聞こえのサポート事業」として、補聴器の購入費用のうち 25,000 円を上限に助成されることになりました。しかし補助額は、30 万円～40 万円ほどの費用にくらべてあまりにも少額です。本制度の申請を地元の区役所で行えるようにするとともに、助成金額を引き上げてください。

（回答）

本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和７年４月１日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。

また、本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。

申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。

加えて、本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、１人の対象者につき 25,000 円を上限としております。

担当	福祉局 高齢者施策部　地域包括ケア推進課　電話：06-6208-9957

番号	４９．①、②
項目	重度障害者医療費助成制度を充実させてください。 ①重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費自己負担を無料に戻すとともに、院外調剤の自己負担を撤廃し、中軽度の障害者も制度の対象にしてください。また、償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。 ②医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

（回答）

現在の本市の重度障がい者医療費助成制度の対象者や自己負担額につきましては、平成30年度に大阪府と府内市町村で協議のうえ、「時代の要請から、精神障がい者・難病患者やＤＶ被害者への対象拡充等が必要」「持続可能な制度の構築」との視点から、制度の再構築を行い設定したものに準じています。

この再構築がさまざまな福祉サービス・公費負担医療等の実情や時代背景に基づいて検討・議論を重ねたうえで実施されたものであることも踏まえ、今後の制度のあり方の検討にあたりましては、財源の確保も含めた中長期的な制度の持続可能性や社会情勢も考慮していく必要があると考えております。

重度障がい者医療費助成制度は障がいがある方の重要なセーフティーネットであることから、本市では従前から国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、大阪府市長会を通じて国に対し要望を行っています。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について要望しているところであり、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

また、大阪市医療助成費等償還事務センターでは、府外受診や複数医療機関を受診されるなどによる月額上限超過について、ご申請に基づき償還払いを行っております。

平成31年４月診療分からは、医療証を使って支払った医療費の額が、月額上限額（3,000円）を超過した場合に、一度手続きすればその後は手続きなしに自動的に払い戻しを行う自動償還払いを実施し、申請手続きの負担軽減に取り組んでおります。

今後、より一層、償還払いの事務処理が円滑に進められるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申しあげます。

担当	福祉局　生活福祉部　保険年金課（医療助成Ｇ）　電話：06-6208-7971

番号	５０．①
項目	JR 京橋駅と京阪京橋駅との間の円滑な移動が行えるよう、視覚障害者が迷うことがないよう、適切な位置に誘導チャイムを設置してください。設置に際しては、現地で視覚障害当事者やJR 西日本､京阪電車の関係者を交えての実地検証を行ってください。

（回答）

JR 京橋駅北口改札口と京阪京橋駅中央改札口の乗り換えにおいては、各駅の券売機等の主要な施設の位置を考慮しつつ、安全に配慮した経路に、視覚障がい者誘導用ブロック（以下、誘導用ブロック）を連続的に敷設するとともに、経路上の要所に誘導チャイムや音声案内付き触知案内板をすでに設置しており、視覚障がい者の円滑な移動に努めているところです。

現行の誘導用ブロックによる乗り換え経路とは異なる経路上に誘導チャイムを追加する場合、誘導用ブロックと誘導チャイムが連動しないこととなり、乗り換え経路の案内誘導に支障となる可能性があると考えております。また、鉄道事業者が現地を確認した結果、JR 京橋駅と京阪京橋駅間は乗り換え利用のみならず、隣接する商業施設等への移動も多く、歩行者動線が輻輳しており、雑踏の状況も考えると、誘導用ブロックによる乗り換え経路以外の経路上に誘導チャイムを設置することは望ましくないと考えております。

今後も、鉄道駅構内の誘導ルートや、歩行者動線の変化などに注視し、JR 京橋駅北口改札口と京阪京橋駅中央改札口間の円滑な移動が確保できるように努めてまいります。

担当	計画調整局　計画部　交通政策課　　電話：06-6208-7823 都島区役所　総務課　（政策企画）　電話：06-6882-9683

番号	５０．②
項目	踏切内の点字ブロックの敷設については、国土交通省のガイドラインに準拠しつつ、個々の踏切の状況に応じて柔軟に対応するとともに、地域の障害当事者にも意見聴取して適切に敷設してください。 その場合、通常の誘導ブロック（線状ブロック）やエスコートゾーンとは異なった誘導ブロックであることが容易に認識できる形状としてください。 またＪＲ西日本「放出駅」の東約３００メートルにある踏切のように、明らかに危険と思われる踏切については、障害者や高齢者などの安全に資するようエレベーター付きの陸橋方式による導線を確保してください。

（回答）

踏切道内誘導表示の設置については、個々の踏切毎に敷設案を作成し、一般社団法人大阪市視覚障害者福祉協会等の地域の障がい当事者や歩行訓練士の方々にもご意見を伺いながら、整備について検討・調整を進めているところです。

踏切道内誘導表示の構造については、ガイドラインに準拠した構造による整備を行います。

また、JR 放出駅の東側にある放出街道踏切については、線路前後に必要なスペースがないため、エレベーター付き歩道橋を設けることは極めて困難と考えております。少し距離がありますが放出駅の自由通路等への迂回も含めてご検討願います。

なお、当踏切は滞留する歩行者、自転車、自動車が多いなどの課題があるため、課題解決に向けて鉄道事業者と連携を図ってまいります。また、当踏切も踏切道内誘導表示の設置対象と考えており、敷設方法について、案ができた段階で地域の障がい当事者や歩行訓練士の方々へご意見を伺い、検討を進めてまいります。

担当	建設局　道路河川部　道路課（交通安全施策担当）　　電話：06-6615-6862

番号	５０．③
項目	大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。特に大阪メトロにおいては、一昨年以降、無人化を行い続けており、多くの障害者が改札口内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない同社に対して、原状回復するよう働きかけるとともに、当面の対応策として、稼働柵の点字表示部の横に「駅員呼び出しボタンとスピーカー・マイク」を設置して、視覚障害者がホーム上で駅員を簡単に呼び出せるようにしてください。

（下線部について回答）

本市としては、無人駅を安易に拡大させぬよう、大阪府と連携し、国に対して、「鉄道事業者が実施している駅無人化を撤回し有人化するよう指導を行うこと」等について要望を行っており、鉄道事業者に対しても、「これ以上無人駅を増やさないこと」を働きかけています。

また、やむを得ず駅を無人化する際には、多機能式インターホンの設置等の環境整備や対応について、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に基づき適切に図られるよう、鉄道事業者に働きかけています。

担当	計画調整局　計画部　交通政策課　電話：06-6208-7823

番号	５０．③
項目	大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。特に大阪メトロにおいては、一昨年以降、無人化を行い続けており、多くの障害者が改札口内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない同社に対して、原状回復するよう働きかけるとともに、当面の対応策として、稼働柵の点字表示部の横に「駅員呼び出しボタンとスピーカー・マイク」を設置して、視覚障害者がホーム上で駅員を簡単に呼び出せるようにしてください。

（下線部について回答）

Osaka Metro では、令和５年８月 27 日から一部の改札口で遠隔案内システムによるお客さま対応を開始しております。

これは、駅施設の無人化ではなく、駅係員の介助が必要なお客さまにつきましては、改札口の係員呼出インターホンにてご連絡いただくことで、同駅施設内の駅長室から駅係員を手配するものであり、生産年齢人口の減少により駅係員の確保が難しくなる中、少人数でも質の高い駅務サービスを提供できるよう導入されました。

また、遠隔案内システムが設置された改札口においては、AI 見守りシステムを導入しており、改札口を通過される白杖又は車いすをご利用のお客さまを検知し、駅長室に設置したモニタへ検知結果を表示、通知音で駅長室にいる駅係員に知らせることで、改札口に駅係員が不在の場合でも、早期にお客さまに気づき、サポートができる体制を整えているとのことです。

本市としましては、Osaka Metro が市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続き Osaka Metro に働きかけてまいります。

担当	都市交通局　監理担当　電話：06-6208-8786

番号	５０．④
項目	大阪メトロにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」(以下、単に「無料乗車証」と略す)が使えない IC カード専用の自動改札機が増えつつあります。せめて、2027 年度に導入予定の IC カード式の「無料乗車証」が発行されるまでは現状維持するよう指導してください。

（回答）

Osaka Metro においては、駒川中野駅の東改札を除く全ての改札口に磁気カードが使用できる改札機が設置されています。

各改札口へ設置する改札機の種類（磁気カードの使用の可否）につきましては、IC カードをご利用されるお客さまの割合、改札機の更新・改修等にかかるコスト等を踏まえて決定しているとのことですが、今後も、駒川中野駅の東改札を除く全ての改札口に、基本的に磁気カード対応改札機を３台以上（改札機の設置数が２台である改札口については２台）設置していく予定とのことです。

担当	都市交通局　監理担当　電話：06-6208-8786

番号	５０．⑤
項目	「無料乗車証のICカード化」についてはシステム改修を実施した上で2027年度から導入予定とされており、現在の磁気カード１枚からICカード２枚(本人用と介護者用)の２枚持ちになるとのことですが、現在、JR西日本、および大阪メトロを含むスルッとKANSAI協議会加盟各社で利用できる「スルッとKANSAI特別割引用ICカード」(以下「スルットKANSAIカード」と略す)も２枚持ちとなることから、スルッとKANSAIカードを利用している場合、結果的に４枚のICカードを持たなければなりません。システムの改修に当たっては、新たに発行される無料乗車証、もしくはスルッとKANSAIカードのいずれかを持っていれば相互に利用できるようにしてください。

（回答）

現在、無料乗車証のICカード化を進めており、Osaka Metroおよび大阪シティバスにおいて無料でご利用いただけるICカードを2027年度（令和９年度）より導入予定です。無料乗車証ICカードはOsaka Metroおよび大阪シティバスに限り無料となるカードであり、他社線では無料でのご利用はできません。

また、スルッとKANSAI特別割引用ICカードは、同カード協議会加盟各社にて、介護者と同乗される場合のみ、ご本人および介護者の乗車料金が半額になるカードです。ご本人のみでは利用できないなど、カードの利用条件が本市の無料乗車証とは異なります。

交付対象要件やICカード内で保有する割引設定情報が異なるため、現在の仕組みでは相互利用を実現することはできませんが、いただいたご要望には十分留意しながら、今後も利用者の方の利便性向上に向けて検討を続けてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　企画Ｇ　電話：06-6208-8072

番号	５１．①、②
項目	市民の声を反映して、長居スポーツセンターを充実してください。 ①長居障害者スポーツセンターの建て替え整備計画の進捗状況を明らかにしてください。 ②新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の事業手法として PFI アドバイザリー業務委託先として、有限会社あずさ監査法人大阪事務所が決り、具体的な建て替え工事がここ数年の内に開始されようとしているかと思いますが、今の時点でいつ頃の開館を予定されているのかお教えてください。

（回答）

大阪市では、障がい者スポーツ振興を通じた障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的として、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターを設置しております。

長居障がい者スポーツセンターにつきましては、令和３年 11 月に、老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定し、令和５年３月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想（以下「基本構想」といいます。）を、令和６年３月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画をそれぞれ策定しました

そして、昨年度に、PFI 導入可能性調査を実施し、市場調査の結果等を踏まえ、運営事業者を先行して選定する PFI（BTO）方式（設計、建設、維持管理、運営を含め、一括して発注する方式）による整備・運営を目指すことにしました。

整備・運営を担う事業者の選定は、今年度から令和９年度の３年間により行う予定であり、今年度は、運営事業者を選定する手続を進める予定です。事業者を選定した後、令和 10 年度より２年間で設計、令和 12 年度より 2.5 年で施工を行い、令和 15 年度当初の開館を目指しております。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8075

番号	５２．①
項目	障害者への防災対策を充実してください。 ①大阪市が全戸配布している防災マップや地域防災計画について、視覚障害用の配布物としても整えて、必要な人に周知してください。特に防災マップ（ハザードマップ）の情報については、大阪市以外の府下市町村においては、ハザードマップのきめ細かな情報を点字や音声ＣＤなどにより視覚障害者家庭に情報提供しています。大阪市においても、視覚障害者にも容易に理解できる媒体によってきめ細かな情報を提供してください。

（回答）

国土交通省が作成している「重ねるハザードマップ」では、各河川管理者等が作成、公表している浸水想定区域図を一つのデータにまとめており、住所を入力していただくことで知りたい地点の洪水、高潮、津波のそれぞれの最大浸水深を調べることができるとともに、音声読み上げに対応しています。

また防災マップ、大阪市地域防災計画につきましても、大阪市のホームページにて掲載しており、音声読み上げに対応しております。

担当	危機管理室　危機管理課（防災計画Ｇ）　　電話：06-6208-7385

番号	５２．②
項目	② 実効性のある地域防災計画の策定と避難行動要支援者の個別（避難）計画の策定を早急に進めてください。特に単身または障害者のみの世帯にあっては、避難が遅れて重大な被害を被ることのないようにしてください。

（回答）

本市の地域防災計画は、災害が発生又は、発生する恐れがある場合の本市の組織体制、初動体制、その運用についての基本的事項を定めた組織計画、災害発生前において災害予防対策の観点から災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための事前措置などについて基本的事項を定めた予防対策計画、災害発生直後又は、発生する恐れがある場合に災害応急対策の観点から災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置、並びに災害発生直後の応急救助等の措置が一定落ち着いた後の災害復旧、復興の実施について基本的事項を定めた応急・復旧・復興対策計画にて構成されたものとなっています。

本計画に基づき、本市の各所属において、施設の耐震化や液状化対策を実施するとともに災害発生を想定した訓練等を実施しています。

個別避難計画の作成にあたっては、各区において地域の特性などを踏まえて優先度の基準を設定し、優先度の高い方から計画の作成を進めており、令和７年４月１日時点で18,516件が策定済みです。今後も、区役所、危機管理室、福祉局等の関係部署が連携して実効性のある個別避難計画の策定に向けて取り組みを進めてまいります。

担当	危機管理室　危機管理課（防災計画Ｇ）　電話：06-6208-7385 危機管理室　危機管理課（減災対策Ｇ）　電話：06-6208-7380

番号	５２．③
項目	ろう者に対する以下の防災支援施策を整備・拡充してください。 ア）情報支援者の確保 エ）全区の福祉避難所に関する情報提供の働きかけ（手話言語を保障した避難所（室）の設置）

（回答）

本市では、災害時避難所に来られた聴覚障がいのある方に対して、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明を行うこととしているなど、多様な情報伝達手段により情報伝達されるよう整備を図っています。

また、避難行動要支援者の支援関係団体や情報伝達に必要な専門的技術を有する団体・個人等に対し、災害時において協力を得られるよう関係構築に努めてまいります。

担当	危機管理室　危機管理課（減災対策Ｇ）　電話：06-6208-7380 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　電話：06-6208-8071

<table>
<tr><td>番号</td><td>５２．③イ</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>広域避難時における聴覚障害者に対応した1.5次避難所の開設</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
　令和６年能登半島地震を踏まえ、要配慮者の方に対する２次避難先として、市域内に所在するホテル等の民間宿泊施設の活用へ向け、民間事業者との協定締結に現在取り組んでいます。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>危機管理室　危機管理課（防災企画Ｇ）　　電話：06-6208-7378</td></tr>
</table>

番号	５２．③ウ
項目	大阪市の防災講義動画に関する手話言語による情報保障の提供

（回答）

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」において、本市は手話への理解の促進及び手話の普及などに努めることとされており、手話は、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っていると認識しております。今後、防災講義動画を作成する際には、手話言語による情報提供について検討し、できる限り多くの方に防災情報が伝わるよう努めてまいります。

担当	危機管理室　危機管理課（庶務Ｇ）　　電話：06-6208-7379

番号	５２．③
項目	ろう者に対する以下の防災支援施策を整備・拡充してください。 オ）全区に対する避難所（室）への「アイドラゴン４」導入

（回答）

本市の災害時避難所における避難行動要支援者への支援につきましては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画)」において、自主防災組織は区役所等と連携し、避難行動要支援者の特徴とニーズを参考にして、避難行動要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めることとしています。

今後とも、区役所、福祉局等とも連携しながら避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。

担当	危機管理室　危機管理課（減災対策Ｇ）　電話：06-6208-7380

番号	５３．
項目	障害者が自由に投票できるよう、配慮措置を充実してください。 ① 投票箱の投票口のすぐ奥に、選挙の種類を点字表示してください。 ② 今回の選挙において大阪市選管の新たな試みとして、視覚障害者家庭に送られて来た「投票所入場券」が入った封筒の裏面に SP コードと QR コードが記されており、QR コードをスマートフォンなどで読み取ると、大阪市選管のホームページに飛んで、詳細な説明を読むことができましたが、SP コードを読み取っても、「選挙のお知らせ」としか書かれていませんでした。この試みは今回のミカあるいは今後も継続されるのでしょうか。継続されるのであれば、SP モードについても充実した内容になるようにしてください。 ③ 公職選挙において、電子投票機が導入されつつありますが、機種によっては視覚障害者が自力で投票できないという新たな問題が発生しています。つきましては、電子投票機の導入に際しては、必ず音声読み上げ機能付きの機種にするとともに、国や大阪府にも働きかけてください。 ④ 代理投票は、本人が読み書きできることを前提とするのではなく、候補者の写真などの文字情報以外の情報をもとに、投票したい人を指さしたり視線を送るなどのサインを用いて投票できるようにするなど、障害の状況や程度に合わせた方法を開発して実施してください。 ⑤ さきの参議院選挙において、母親と知的障害のある息子（２９歳）が投票所に出向いた際、自分の生年月日を問われて返答できなかったことにより、本人に「身分証明書」を提示するよう求める事案が発生しました。待たされた上に身分証明書を持参するよう求められたことから、母親が息子に「今は投票できない」と告げたところ、本人は「帰る」と言いその日あらためて投票所に向かうことはありませんでした。今回の投票所での対応は、言葉で意思を伝えづらい障害者への合理的配慮に欠けていたのではないかと考えます。生年月日を自ら答えることができない者等への配慮措置について、大阪市選挙管理委員会としての考えをお示しください。

（回答）

①について、投票所においては、次の手法により、視覚に障がいのある選挙人の方に投票の種類を確認していただいています。まず、投票用紙ですが、投票用紙交付所で交付する点字投票用紙に選挙名を点字で表示しています。次に、投票箱ですが、コスト面や選挙の管理執行の観点も踏まえ、投票箱に点字の表示をするのではなく、投票所の職員が口頭にてお伝えすること等により誘導させていただいているところです。

②について、本市では、選挙期日や投票場所等をお知らせする「投票案内状」を世帯ごとにまとめて封書でお送りしています。令和７年執行の参議院議員通常選挙より、障がいのある方が属する世帯だけでなく、全世帯の封筒に音声コード「Uni-Voise」の添付を開始

し、今後の選挙でも添付する予定です。

音声コードの内容については、衆議院の解散などによる突発的な選挙の際にも迅速に作成し、投票案内状の送付時期に影響を与えないようにするために、「選挙のお知らせ」とだけにしていますが、投票案内状の送付時期に影響を与えない範囲で充実した内容にすることができないか検討を進めてまいります。なお、希望される方へは、封筒・投票案内状への点字シールの貼付や、点字版・音声版の「選挙のお知らせ」を別途送付しています。

③について、電子投票の導入については、費用対効果の課題が大きいため、今後の全国的状況について注視しながら検討していく予定です。

④について、代理投票については、指さしや候補者名の読み上げ等、個々の選挙人の状況に応じて意思確認を行っているところです。投票所において、選挙人の家族や付添人の方と、意思確認方法について打ち合わせを行うことも可能ですので、投票所の係員にお申し出ください。また、必要な支援を記載するための「投票支援カード」を用意していますので、意思の伝達方法を投票所の係員に伝えるために活用してください。

⑤について、本市では、なりすまし等を防止するために、投票案内状を持参いただいた選挙人の方には、案内状に記載されていない情報である「誕生日」をお尋ねし、本人確認を実施しています。口頭でお答えいただく事が難しい場合には、「誕生日」を記載した紙片や本人確認書類の提示などにより本人確認を実施しているところです。本件を踏まえ、投票所における丁寧な対応について、各区選挙管理委員会に改めて周知徹底を行います。

今後とも、障がいのある方の投票環境等の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当	行政委員会事務局　選挙部　選挙課　電話：06-6208-8511